

名称	医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き (Ver. 1)	担当課	福祉保健課、医務薬事課、高齢福祉保健課、障害福祉課、児童家庭課、少子化対策課
----	---	-----	--

## 1 概要

県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第12節において、重点区域内（PAZ及びUPZ）に所在する医療機関・社会福祉施設等は、施設毎に避難計画（避難・屋内退避）を策定するよう努めることになっていることから、県がそれを支援するために「参考となる手引き」を策定したもの

※ 「参考となる手引き」について

- ・留意事項や策定例、参考様式などの参考情報を掲載
- ・既に避難計画を策定している場合、改めて策定し直す必要はない。
- ・随時更新していく予定

## 2 マニュアル等を使用する者

医療機関及び社会福祉施設等

## 3 主な内容

### 【手引きの概要】

- (1) 手引きの趣旨等
- (2) 対象施設
- (3) 策定手順
- (4) 留意事項
- (5) 避難計画策定例
- (6) 各種参考様式（例示）

名称	県立病院災害時避難計画	担当課	病院局総務課
----	-------------	-----	--------

## 1 概要

UPZ内に位置する県立病院（柿崎病院、精神医療センター）において、原子力事故による災害から病院の入院患者、外来患者及び職員を安全かつ迅速に屋内退避又は避難させるために必要な事項を定める。

## 2 マニュアル等を使用する者

県立病院

## 3 主な内容

「医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き」を踏まえ、以下の内容を記載

### (1) 総則

計画の目的、適用範囲（患者及び職員）、病院長及び職員の役割、行政機関等との連携協力

### (2) 原子力災害事前対策

- 原子力災害対策を行う委員会等を設置し、原子力災害対策本部の運営や計画の改訂、職員参集、避難方法、食料・飲料水の確保等について検討
- 病院施設の基本情報の確認、緊急時連絡網の整備、防災教育・訓練、食糧・飲料水等の備蓄及び点検
- 避難先病院、避難経路、避難手段等  
柿崎病院は、県立中央病院を避難先として指定  
精神医療センターは、県（災害対策本部）の調整に基づき、避難先を指定

### (3) 原子力災害応急対策

院内災害対策本部の設置、組織、屋内退避又は避難のための実施手順等

### (4) 避難中及び避難後の対策

- 避難中の対策として、避難先病院での医療提供の協力や患者等の健康状態の把握、健康管理及び家族等への連絡等
- 避難後の対策として、避難先到着後の体調等の確認、避難した旨の各種報告、避難先病院との情報共有の確認、長期避難への対処等

### (5) その他別表

- ・原子力災害時緊急連絡先一覧
- ・非常食備蓄状況
- ・避難先病院、避難手段及び避難経路
- ・行動チェックリスト

名称	原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル策定の手引き	担当課	保健体育課
<p><b>1 概要</b></p> <p>原子力災害対策重点区域に所在する学校が、原子力災害時に児童生徒の安全を確保し、避難するための計画（「危機管理マニュアル」）を作成するための手引き。</p> <p><b>2 主な内容</b></p> <p>(1) 原子力災害対応の基本的な考え方 （原子力災害対策重点区域、防護措置の実施基準 等）</p> <p>(2) 原子力災害に対応するための事前の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校原子力防災委員会の設置</li> <li>・学校原子力災害対策本部の整備</li> <li>・緊急時連絡先一覧の作成</li> </ul> <p>(3) 原子力災害発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の避難計画等を踏まえ、災害時の対応を整理。</li> </ul> <p>例：＜屋内退避準備指示等が発せられたとき＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は休校</li> <li>○登校している児童生徒は、保護者への引渡し等により、安全に帰宅させる。</li> </ul> <p>＜避難指示が発せられたとき＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が手配したバス等で避難経由所に移動                      など</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒への保護者への引き渡し →あらかじめ作成する「緊急時引き渡しカード」により、保護者に児童生徒を引き渡す。</li> </ul> <p>(4) 原子力災害における心のケア →教職員は、保護者等と連携し、子どもたちの心のケアにあたる。</p> <p>(5) 避難訓練の計画的実施等 →災害発生時に的確に対応できるよう、新潟県防災教育プログラム等を活用した防災教育を行うとともに、計画的に避難訓練を実施する。</p> <p>(6) (参考) 放射線に関する基礎知識</p> <p>(7) 様式例</p>			

名称	新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル	担当課	医務薬事課 原子力安全対策課
<p><b>1 概要</b></p> <p>新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき実施するスクリーニングについて、検査及び簡易除染の具体的な手順等を定めたもの。</p> <p><b>2 マニュアル等を使用する者</b></p> <p>スクリーニング・簡易除染に従事する要員</p> <p><b>3 主な内容</b></p> <p>(1) 基本方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの位置付け及び目的（住民の生命、身体の安全確保）</li> <li>・スクリーニング、簡易除染及び基準値の定義</li> <li>・検査主体（県）、対象者（避難等の指示があった対象区域の住民）</li> <li>・住民への周知、実施場所の要件及び一覧、手順フロー</li> </ul> <p>(2) 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の構成と体制、チームの役割を例示</li> <li>・必要な資機材（服装、測定機器）、訓練及び研修の実施</li> </ul> <p>(3) 運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時の状況に合わせた会場設営タイミング、会場への誘導方法</li> <li>・バックグラウンドの測定、要員の被ばく管理についての留意事項</li> <li>・検査後の通過証発行</li> </ul> <p>(4) スクリーニング・車両検査及び簡易除染の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スクリーニング <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定箇所検査、確認検査及び簡易除染の方法、携行品の取扱い</li> <li>・医療機関への搬送</li> </ul> </li> <li>② 車両検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定箇所検査及びGMサーベイメータ又はゲートモニタによる検査の方法</li> <li>・簡易除染の具体的方法、車両の一時保管</li> </ul> </li> </ol> <p>(5) 簡易除染等に伴い発生した汚染物等の取り扱い 汚染物や汚染水は原子力事業者が処理することを記載</p>			

名称	新潟県安定ヨウ素剤配布計画	担当課	医務薬事課
<p><b>1 概要</b></p> <p>原子力災害発生時において適宜・適切に安定ヨウ素剤を服用させることで、放射性被ばくから県民の生命、身体を保護することを目的として、PAZ 内の事前配布及び PAZ・UPZ の緊急時の配布等に関し必要な事項を定めたもの。</p> <p><b>2 マニュアル等を使用する者</b></p> <p>関係市町村、備蓄先の施設管理者 等</p> <p><b>3 主な内容</b></p> <p>(1) 総則 計画の目的、県民への周知徹底、想定される災害について記載</p> <p>(2) 事前配布 PAZ 内の住民に対して平時に行う事前配布に関して規定</p> <p>① 基本方針 原子力災害時に安定ヨウ素剤を速やかに服用できるよう、平時から PAZ 内の住民に対して事前に配布</p> <p>② 説明会の方針 主催者、説明会の実施方法、個人情報管理について記載</p> <p>(3) 緊急配布 PAZ、UPZ 内の住民が緊急時に避難や一時移転する際の配布に関して規定</p> <p>① 基本方針 原子力災害時の避難や一時移転の際などに安定ヨウ素剤を速やかに服用できるよう、避難行動に遅延を生じさせず配布できる体制を整備</p> <p>② 緊急配布（県及び市町村の役割分担、配布場所、配布方法などを想定） 避難や配布の迅速化を考慮し、市町村の避難計画を踏まえた場所で配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配布場所は、県及び市町村がそれぞれの配布場所を決定</li> <li>・ 備蓄場所は、県が市町村と調整の上、決定</li> </ul> <p>(4) その他の事項 安定ヨウ素剤の副作用や誤飲防止への対策、住民への周知、問合せ対応について記載</p>			

名称	新潟県原子力災害医療マニュアル	担当課	医務薬事課
<p data-bbox="197 322 421 367"><b>1 概要</b></p> <p data-bbox="197 398 1398 479">原子力災害医療活動を実施するにあたって、原子力災害拠点病院等の整備及び医療活動の内容、方法等を定めたもの。</p> <p data-bbox="197 533 708 577"><b>2 マニュアル等を使用する者</b></p> <p data-bbox="229 609 549 645">新潟県、医療機関 等</p> <p data-bbox="197 698 453 743"><b>3 主な内容</b></p> <p data-bbox="213 775 772 810">(1) 原子力災害医療の基本的な考え方</p> <p data-bbox="261 819 1398 900">原子力災害医療に関する基本方針や、一般医療との相違点、原子力災害拠点病院等による原子力災害医療体制の概略</p> <p data-bbox="213 954 788 990">(2) 原子力災害医療体制（県職員向け）</p> <ul data-bbox="261 999 1193 1133" style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁の災害対策本部の概要、初動対応、役割分担</li> <li>・ スクリーニング班や救護班の編成・派遣及び資機材確保の方法</li> <li>・ 関係機関との連携や県外機関への応援依頼の方法 等</li> </ul> <p data-bbox="213 1187 979 1223">(3) 原子力災害医療の具体的な手順（医療機関向け）</p> <ol data-bbox="261 1232 1398 1693" style="list-style-type: none"> <li>① スクリーニングポイント等における初期対応の医療活動 <p data-bbox="293 1285 1398 1366">初期対応における活動内容や被験者への説明方法、重症被ばく患者の取扱い、初期対応後の留意事項、避難所に設置した救護所における活動</p> </li> <li>② 原子力災害医療協力機関における初期対応の医療活動 <p data-bbox="293 1420 1398 1554">原子力災害医療協力機関に登録されている病院の役割及び体制、人員、必要物品、患者の受入方法、医療処置の手順や線量評価の実施、今後の治療方針の決定と処置終了後の措置</p> </li> <li>③ 原子力災害拠点病院における医療活動 <p data-bbox="293 1608 1398 1688">原子力災害拠点病院で行う医療、施設概要、医療処置の手順及び準備、高度被ばく医療支援センターへの転送、処置終了後の措置</p> </li> </ol>			

名称	新潟県緊急時モニタリング計画	担当課	原子力安全対策課
<p data-bbox="197 322 421 367"><b>1 概要</b></p> <p data-bbox="225 398 1401 524">原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料の提供等を目的に実施する緊急時モニタリングについて、体制の整備や基本的事項について定めたもの</p> <p data-bbox="197 629 708 674"><b>2 マニュアル等を使用する者</b></p> <p data-bbox="225 703 708 736">緊急時モニタリングに従事する者</p> <p data-bbox="197 842 453 887"><b>3 主な内容</b></p> <p data-bbox="225 916 868 949">事態の進展に応じた体制・活動の内容を記載</p> <p data-bbox="225 1010 1401 1088">(1) 原子力災害対策指針で定める「警戒事態」においては、平常時のモニタリングを強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を行う。</p> <p data-bbox="277 1099 437 1133">[活動内容]</p> <ul data-bbox="331 1151 1321 1279" style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポストの確認、測定の強化</li> <li>・モニタリング資機材の準備</li> <li>・国が行う緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置準備に協力</li> </ul> <p data-bbox="225 1335 1401 1458">(2) 原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」においては、国が設置するEMCに参画し、国の統括の下で緊急時モニタリングを実施する。</p> <p data-bbox="277 1469 437 1503">[活動内容]</p> <ul data-bbox="331 1525 1401 1648" style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポストによる測定の強化を継続</li> <li>・必要に応じて、可搬型モニタリングポストやモニタリングカーを用いたモニタリングを実施</li> </ul> <p data-bbox="225 1704 1401 1783">(3) EMCが実施した緊急時モニタリングの結果は、国が解析・評価して公表する。県は、国が解析・評価した結果を必要に応じて公表する。</p>			

名称	原子力災害初動対応マニュアル	担当課	原子力安全対策課
----	----------------	-----	----------

## 1 概要

原子力災害時に参集する県職員が何をすべきか、事態の進展に応じた活動内容を班ごとに整理

→ 「誰が、何を、どのような手段で、いつ行うのか」を明確化

## 2 マニュアル等を使用する者

新潟県

## 3 主な内容

事態の進展に応じた活動の内容を記載

### (1) 警戒事態（原子力災害警戒本部設置）

（例）柏崎市又は刈羽村で震度6弱以上の地震が発生したとき。

○情報収集及び施設敷地緊急事態要避難者等の避難の準備等

→柏崎刈羽原発に被害の有無、事故の状況等を確認

→市町村と協力し、気象条件、モニタリング結果等を勘案し、受入先の調整、避難道路等の検討開始

→P A Z市村に施設敷地緊急事態要避難者等の避難のための必要車両等を確認及び避難準備を要請

### (2) 施設敷地緊急事態（原子力災害対策本部設置）

（例）発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。

○情報収集、施設敷地緊急事態要避難者等の避難実施、住民等の避難の準備等

→必要に応じ、原子力事業者に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請

→事故情報や国の安全性評価について住民等に広報

→P A Z受入市村に要避難者の受入準備状況及び避難経由所・避難所開設状況を連絡

→U P Z市町に対し、屋内退避の準備について要請

### (3) 全面緊急事態（原子力災害対策本部）

（例）原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。

○情報収集、P A Z内住民等の避難実施、U P Z内住民等の屋内退避等の実施

→P A Z受入市町に避難経由所・避難所開設状況を確認、避難者の受入を要請

→U P Z市町の住民等の屋内退避を実施

→U P Z内のモニタリングの結果から避難基準を超える放射線量が計測され、避難区域が指定された場合、避難市町の長を経由して避難区域に指定した住民等に一時移転や避難を指示



名称	原子力災害広域避難受入調整マニュアル	担当課	原子力安全対策課
----	--------------------	-----	----------

### 1 概要

原子力災害時に、住民等に避難指示が出される場合に備え、新潟県地域防災計画に基づき県が実施する避難受入れの調整の手順を整理。

### 2 マニュアル等を使用する者

新潟県、関係市町村

### 3 主な内容

事態の進展の応じた調整作業を以下の通り整理。

緊急事態ごとの主な作業は以下のとおり

#### ○警戒事態（警戒本部）

- ・ P A Z 市村へ住民数等を確認
- ・ P A Z 受入市町への避難経由所等の状況確認、避難受入準備を要請 等

#### ○施設敷地緊急事態（災害対策本部）

- ・ P A Z 受入市町へ施設敷地緊急事態要避難者の受入を要請
- ・ U P Z 市町及び U P Z 受入市町村への状況確認 等

#### ○全面緊急事態（災害対策本部）

- ・ P A Z 受入市町への P A Z 住民の受入を要請 等

## 平成 30 年度新潟県原子力防災訓練(机上訓練)の概要について

### 1 目的

本机上訓練により、災害対策本部要員が地域防災計画に基づく原子力災害時における初動対応の全体像を把握し、災害時にとるべき手順を確認することで、対応能力の向上を図る。

また、市町村等関係機関と連携し、広域避難計画に基づく避難調整等の実効性を確認する。

### 2 日時

平成 31 年 2 月 6 日(水) 午前 10 時～12 時、午後 1 時～2 時

### 3 訓練参加者 約 160 名

新潟県、市町村、自衛隊、第九管区海上保安部、新潟地方気象台、東京電力ホールディングス株式会社

### 4 訓練想定

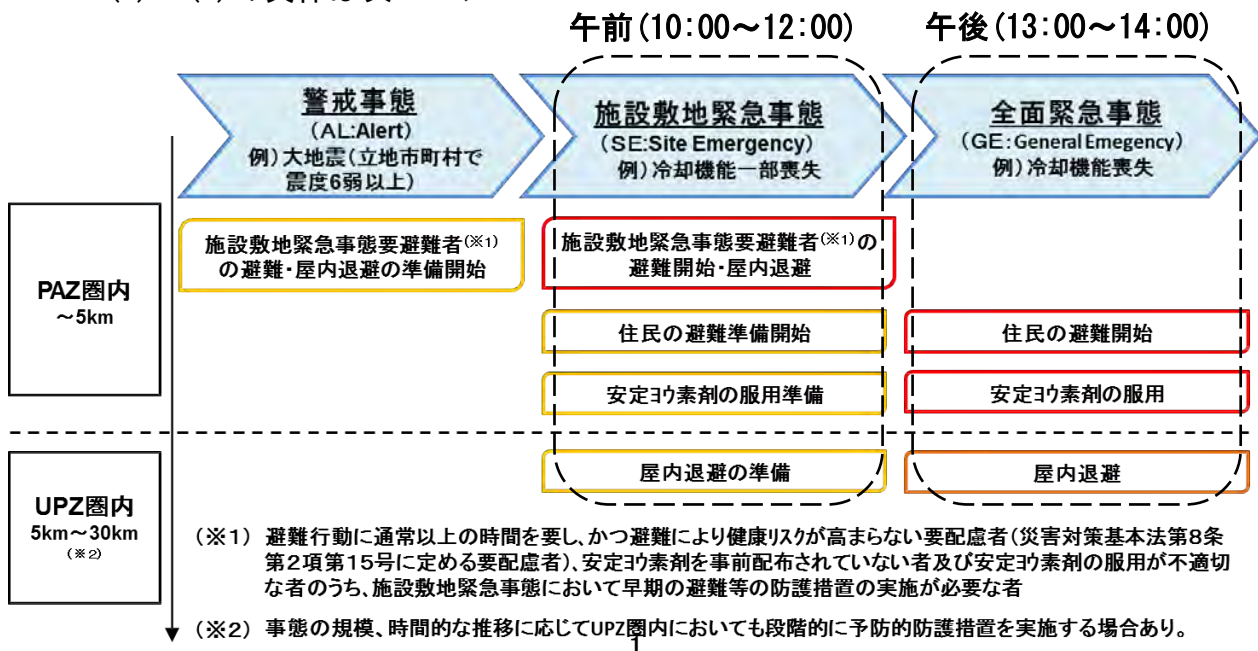
柏崎市、刈羽村等で震度 6 強の地震が発生し、唯一運転中の柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において、原子炉が自動停止。その後、炉心冷却機能の一部が喪失し施設敷地緊急事態となる。さらに、炉心冷却機能が喪失し全面緊急事態となる。

※放射性物質放出には至らないで終了。

### 5 主な訓練内容

- (1) 施設敷地緊急事態における災害対策本部の対応 (10:00～12:00)
- (2) 災害対策本部会議の開催 (13:00～13:15)
- (3) 全面緊急事態における災害対策本部の対応 (13:15～14:00)

(1)～(3)の具体は次ページ



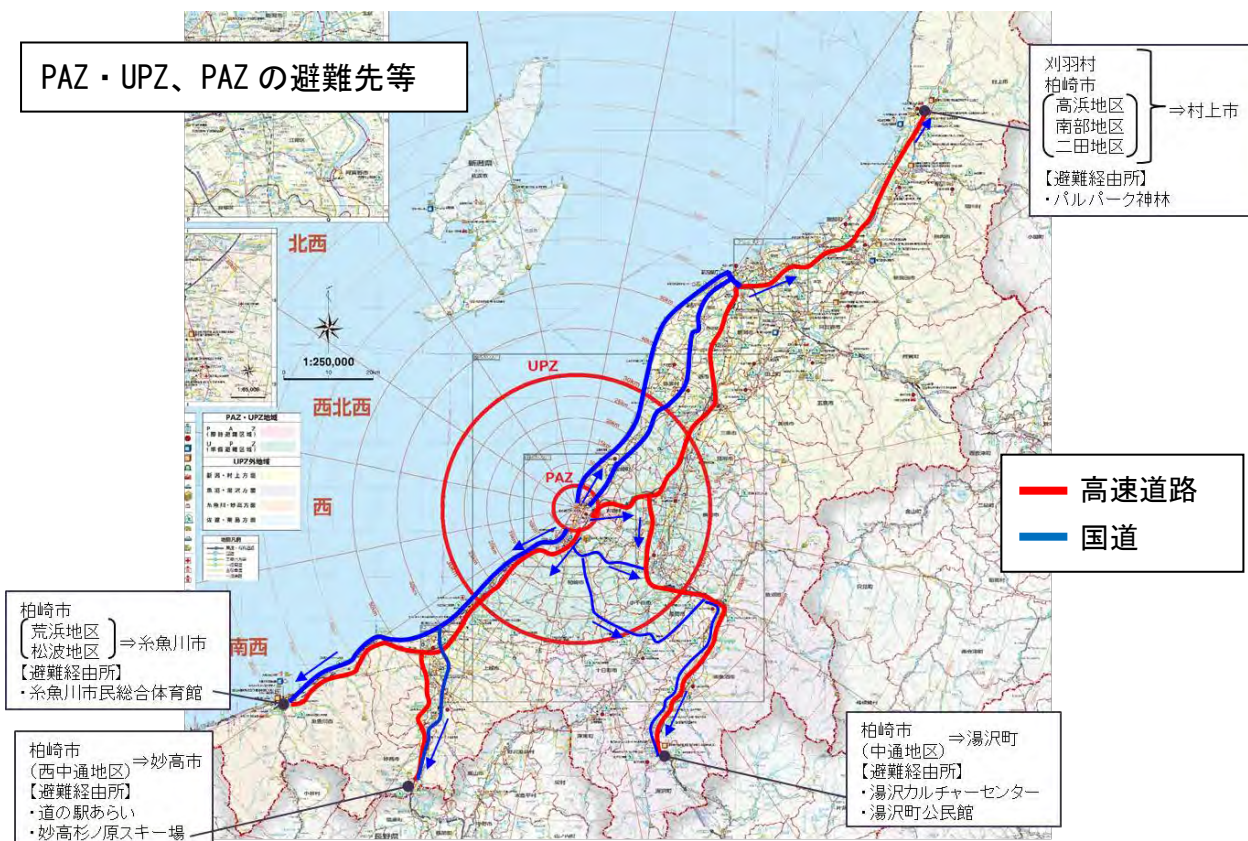
(1) 施設敷地緊急事態における災害対策本部の対応

実施が想定される防護措置

- ・ PAZ の社会福祉施設の入所者、児童・生徒、在宅避難行動要支援者の避難及び屋内退避（対象：柏崎市約 2,600 人、刈羽村約 990 人）
- ・ PAZ の一般住民の避難準備、安定ヨウ素剤の服用準備
- ・ UPZ 住民の屋内退避準備

災害対策本部での主な対応

- ① PAZ 受入市町村へ要避難者の受入要請
- ② 地震被害を踏まえた避難道路の確認、避難経路の選定
- ③ 避難用のバスの配車や不足の福祉車両の確保
- ④ PAZ 内の社会福祉施設の入所者の避難・屋内退避に関する連絡及び状況確認
- ⑤ PAZ 内の学校等の児童・生徒の保護者への引渡状況や避難状況の確認
- ⑥ PAZ 要避難者への安定ヨウ素剤の緊急配布
- ⑦ UPZ 屋内退避に備えたライフライン状況の確認
- ⑧ UPZ 内の避難所での屋内退避に備えた食料物資の手配
- ⑨ スクリーニング要員の確保及び候補地開錠や敷地確保の協力依頼
- ⑩ 円滑な避難のための交通規制
- ⑪ 緊急時モニタリングの実施
- ⑫ 復旧を優先すべき道路の調整
- ⑬ 要避難者の避難等の周知に関する報道への協力要請



※15条通報は10条通報から1日たった翌日を想定。

(2) 災害対策本部会議の開催

東京電力からの15条通報を受け、事故状況の確認、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認を行う。

災害対策本部会議では、テレビ会議システムを活用し、県、PAZ・UPZ市町村等の情報共有を行う。

(3) 全面緊急事態における災害対策本部の対応

実施が想定される防護措置

- ・ PAZの一般住民の避難、安定ヨウ素剤の服用  
(対象：PAZ全住民 柏崎市約15,600人、刈羽村約4,700人)
- ・ UPZ住民の屋内退避  
(対象：UPZ8市町の約429,500人)

災害対策本部での主な対応

- ① PAZ受入市町村へ受入要請
- ② 避難用のバスの配車
- ③ PAZ住民への安定ヨウ素剤の緊急配布及び服用指示
- ④ UPZ児童・生徒の保護者への引渡状況や避難状況の確認
- ⑤ UPZ内への食料物資の輸送調整
- ⑥ スクリーニングポイントの開設準備
- ⑦ 円滑な避難のための交通規制
- ⑧ 緊急時モニタリングの実施
- ⑨ 避難・屋内退避等の周知に関する報道への協力要請



